

北但行政事務組合職員の互助共済制度に関する条例

〔平成7年3月31日〕
条例第27号

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の精神にのっとり、職員の福祉の増進を図るため、北但行政事務組合職員互助会(以下「互助会」という。)を設置する。

(会員)

第2条 互助会の会員は、兵庫県市町村職員共済組合の組合員とする。

(事業)

第3条 互助会の事業は、第1条の目的を達成するため、福利、厚生、医療等に関する資金の給付及びその他の事業を行う。

(経費)

第4条 互助会の経費は、会員の掛金、組合の補助金その他の収入をもって充てる。

(掛金)

第5条 会員の掛金は、財団法人兵庫県町村職員互助会規約に定める金額とする。

2 前項の掛金は、会員の給与支給機関において、毎月、給料を支給する際、会員の給料よりこれを控除する。

(補助金)

第6条 組合は互助会の事業に要する費用に充てるため、財団法人兵庫県町村職員互助会規約に定める金額を補助する。

(委託)

第7条 互助会の事業は、財団法人兵庫県町村職員互助会に委託して実施する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。